

令和8年6月吉日

事業所 各位

三鷹阿波踊り振興会
会長 金子 彰
三鷹阿波おどり実行委員会
実行委員長 星野 博忠
(公 印 省 略)

第59回三鷹阿波おどり大会開催に伴う火器等の取り扱いについて

謹啓 時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当会の事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度も8月22日(土)、23日(日)の2日間にわたり、「第59回三鷹阿波おどり大会」を開催する運びとなりました。

例年、店先での調理、特に「火等の使用」に関しては、消防署からも毎年厳しい指導を受けております。

ガスコンロ、発電機、ホットプレートやホットショーケースなどの火器等を使用して店先で飲食物等を調理する場合は、東京都火災予防条例に基づき、事前の届出が義務付けられております。

つきましては、該当する事業者様は、以下の期限までに管轄の消防署長へ必ず届出書を提出していただきますようお願い申し上げます。

- 提出が必要な書類 「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」
- 提出期限 令和8年8月19日まで(開催3日前・期限厳守)

万が一、未提出の状態では火災等のトラブルが発生した場合や、近隣住民からの通報等があった場合には、その場で出店の中止を命じられるほか、重大な法的責任を問われる可能性がございます。

火等の使用を検討されている事業者様は、恐れ入りますが下記QRコードより「火災を起こさないためのチェックポイント」を必ずご確認ください。十分にご理解いただいた上で、期限内にお手続きをお済ませください。

なお本件につきましては、三鷹阿波踊り振興会では出店募集を行っていないため三鷹消防署本署までご連絡・お問合せをお願い申し上げます。

謹白



チェックポイントはここから



届出書はここから

【問合せ・申請先】

三鷹消防署 本署 (三鷹市下連雀9-2-17)

電話 0422-47-0119

電子申請も可能です